



あったかいね

介護保険料の決め方・納め方

介護保険

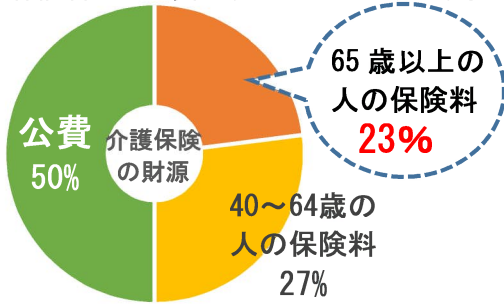
65歳以上の方（第1号被保険者）の場合

決め方

保険料は基準額をもとに前年の所得や課税状況に応じて決まります

介護保険はみんなで支え合う制度です

介護保険の運営に必要な費用は、国、都道府県、市町村が半分を負担し、残りの半分を被保険者が保険料として負担することになります。



介護保険料は大切な財源です

65歳以上の方の保険料は、砺波地方介護保険組合（砺波市、小矢部市、南砺市で構成）が、令和3年度から3年間にかかる介護保険サービス費用をまかなうために算出された「**基準額**」をもとに、本人の所得や世帯員の課税状況に応じて段階的に保険料が決定されます。

基準額

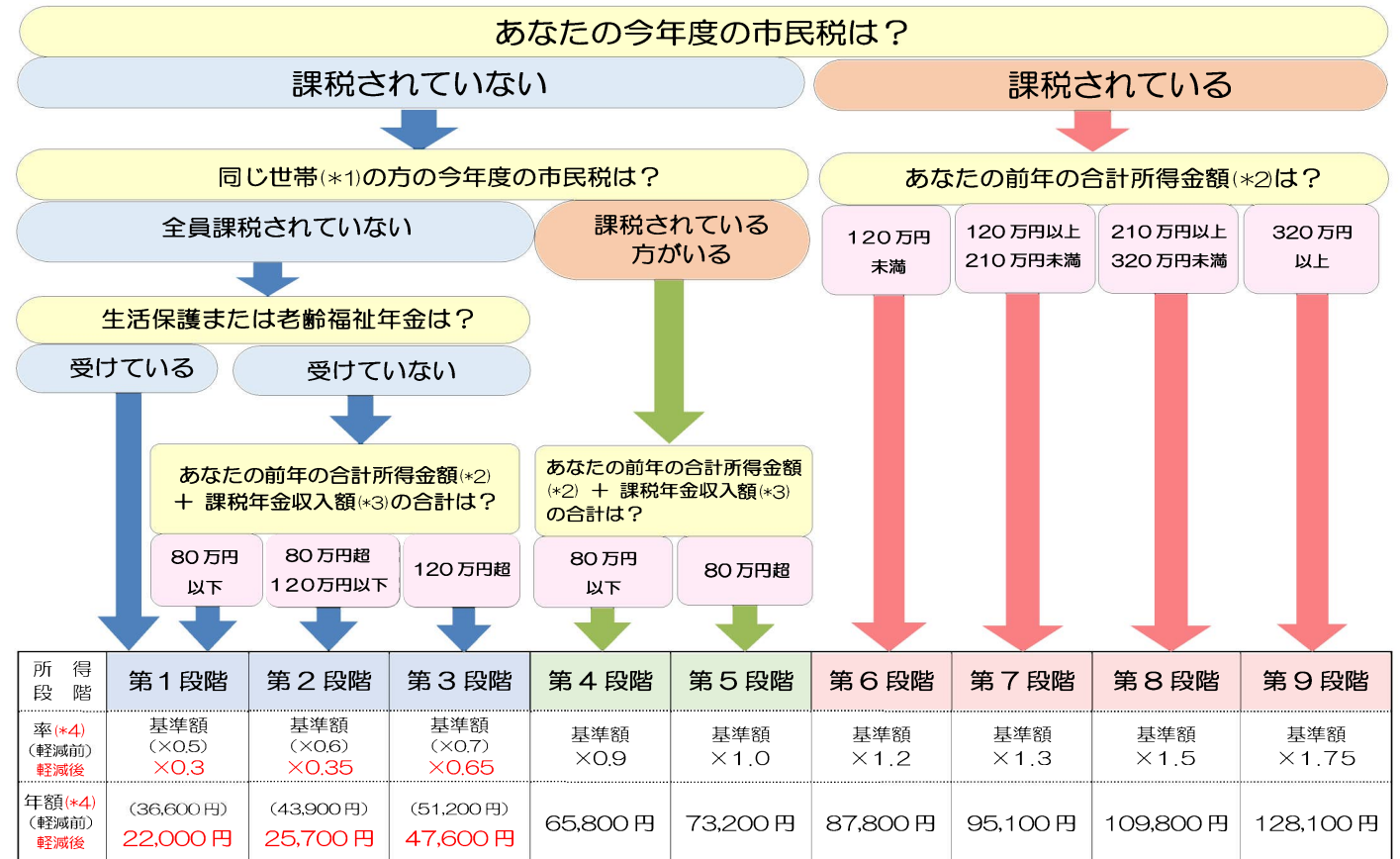
6,100円
(月額)

砺波市・小矢部市・南砺市の介護保険給付にかかる費用のうち65歳以上の人の負担分(23%)

÷12か月
砺波市・小矢部市・南砺市の65歳以上の人数

65歳以上の方の介護保険料（令和3～5年度）

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じ3年ごとに設定されます。



*1 世帯… 原則として4月1日現在の世帯。ただし4月2日以降に砺波市、小矢部市、南砺市以外から転入された場合や年度途中で65歳(第1号被保険者)になられた場合、その年度はそれぞれ転入日の世帯や誕生日の前日の世帯を基準とします。

*2 合計所得金額… 収入金額から必要経費等に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

*3 課税年金収入額… 税法上、課税対象となる公的年金(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

*4 介護保険料軽減… 第1～3段階の保険料は公費により軽減されています。

納め方

65歳から保険料の納め方が変わります

受給されている年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からは、原則として年金から納めますが、年金から差し引きを開始するまでの半年から1年間は、納付書または口座振替（普通徴収）による納付になります。

年金からの差し引きは自動的に開始されますので、個別に手続きをする必要はありません。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

➡ 年金から差し引かれます

※対象となる年金は、老齢（退職）年金、遺族、障害年金です。



仮徴収 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料を納めます。

本徴収 10・12・2月は、前年の所得などをもとに、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を納めます。※8月から調整される場合もあります。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人

➡ 納付書で各自納めます

- 納付書の納期限までに、指定の金融機関で納めるか、口座振替により納めます。

普通徴収の納期
年8回に分けて
納めます

介護保険料の口座振替が便利です。

- 手続き**
- ① 通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
 - ② 取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込みます。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより振替できなかった場合などは、納付書で納めることになります。



納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	随時1期 (2月生)	随時2期 (3月生)
納期限	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月 27日	1月末	2月末	3月末	4月末

● 次のような場合には一定の期間普通徴収になります。

- 65歳（第1号被保険者）になったとき
- 砺波市、小矢部市、南砺市以外から転入したとき
- 収入申告のやり直しなどで所得段階の区分が変更になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき など

● 年度の途中で65歳を迎えられた人は、その月（誕生日の前日が属する月）から年度末までの月割で納期に分けて納めます。2月2日以降に65歳を迎えられた人は、随時期で納めます。

● 64歳までの介護保険料は、65歳になる月（誕生日の前日が属する月）の前月までの分を、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。二重に納めることにはなりません。



介護保険料の減免について

- 災害など特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、減免などが受けられる場合があります。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれるなどの要件を満たす場合、第1号被保険者（65歳以上）の保険料が減免となります。
- 詳しくは、砺波地方介護保険組合ホームページ又は電話にてお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

砺波地方介護保険組合

〒939-1392 富山県砺波市栄町7番3号
(砺波市高齢者能力活用センター2階)
TEL (0763) 34-8333 FAX (0763) 34-8334
ホームページ <http://www.pci-area.tonami.toyama.jp>

構成市
担当課

砺波市 高齢介護課

TEL (0763) 33-1328

小矢部市 健康福祉課

TEL (0766) 67-8605

南砺市 地域包括ケア課

TEL (0763) 23-2034